

# 建設業法の改正について

---

近畿地方整備局 建政部  
建設産業第一課

1. 改正の背景
2. 新ルールの導入
  - 2-1. 労務費の基準
  - 2-2. 著しく短い工期
  - 2-3. 内訳明示した見積書
3. 労務費に関する実効性の確保
  - 3-1. 建設技能者を大切にする企業の自主宣言
  - 3-2. 建設キャリアアップシステム
  - 3-3. コミットメント条項
  - 3-4. 労務費ダンピング調査
4. みなさまへメッセージ

## 建設業法・入契法

### 令和6年

6月14日

～9月

～12月

～12月

### 令和7年

公布

3月以内

施行① 9月1日施行済

- ・大臣の調査権限付与
- ・労務費基準の中建審作成権限

6月以内

施行②

2024年12月13日施行済

- ・価格転嫁協議の円滑化ルール  
(「変更方法」の契約書記載、おそれ情報通知・誠実協議)
- ・I C T 活用による現場管理の効率化
- ・現場技術者専任義務の合理化

1年6月以内

施行③

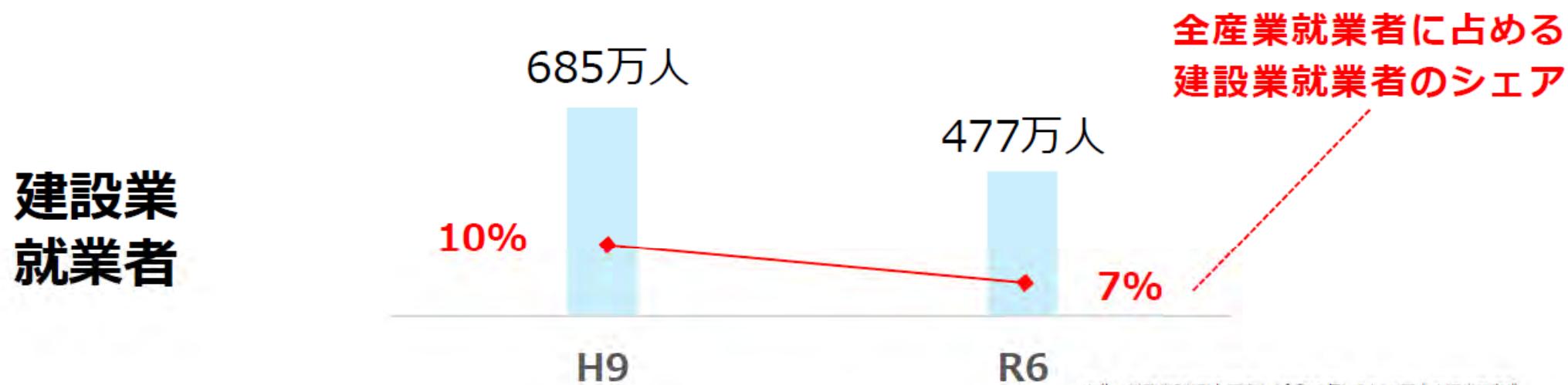
2025年12月12日施行

※議員立法による

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正は  
6月19日に公布・施行済  
(測量法改正のみ令和7年4月に施行)

- ・著しく低い労務費等の禁止
- ・受注者による原価割れ契約の禁止
- ・工期ダンピング対策の強化 等

- ▶ 建設業は、**中長期的な担い手の確保**が喫緊の課題
- ▶ 若年層の入職・定着のためには、他産業より**賃金が低く、就労時間も長い状況の改善**が不可欠



- ▶ また、建設工事の請負契約の特性※を背景として、適正な労務費（＝賃金の原資）が確保できていない

※ 過度な重層下請構造、総価一式の契約慣行、相場が分かりづらい、削減が容易、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利 等



- ▶ 建設業者に対し、労働者の**適正な処遇確保を努力義務化** (第25条の27)
- ▶ 中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」に加え「**労務費に関する基準**」を作成・勧告し、**適正な労務費を提示** (第34条第2項)
- ▶ 適正な労務費等に比べ**著しく低い労務費**等※1による**見積りや見積り変更依頼を禁止** (第20条第2項、第6項)
- ▶ 総価として**原価に満たない金額**による契約締結を**受注者にも禁止** (第19条の3第2項)
- ▶ **著しく短い工期**による契約締結を**受注者にも禁止** (第19条の5第2項)
  - 違反した建設業者は**指導・監督**/発注者※2は**勧告・公表**の対象 (第41条第1項等、第19条の6)

※1 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

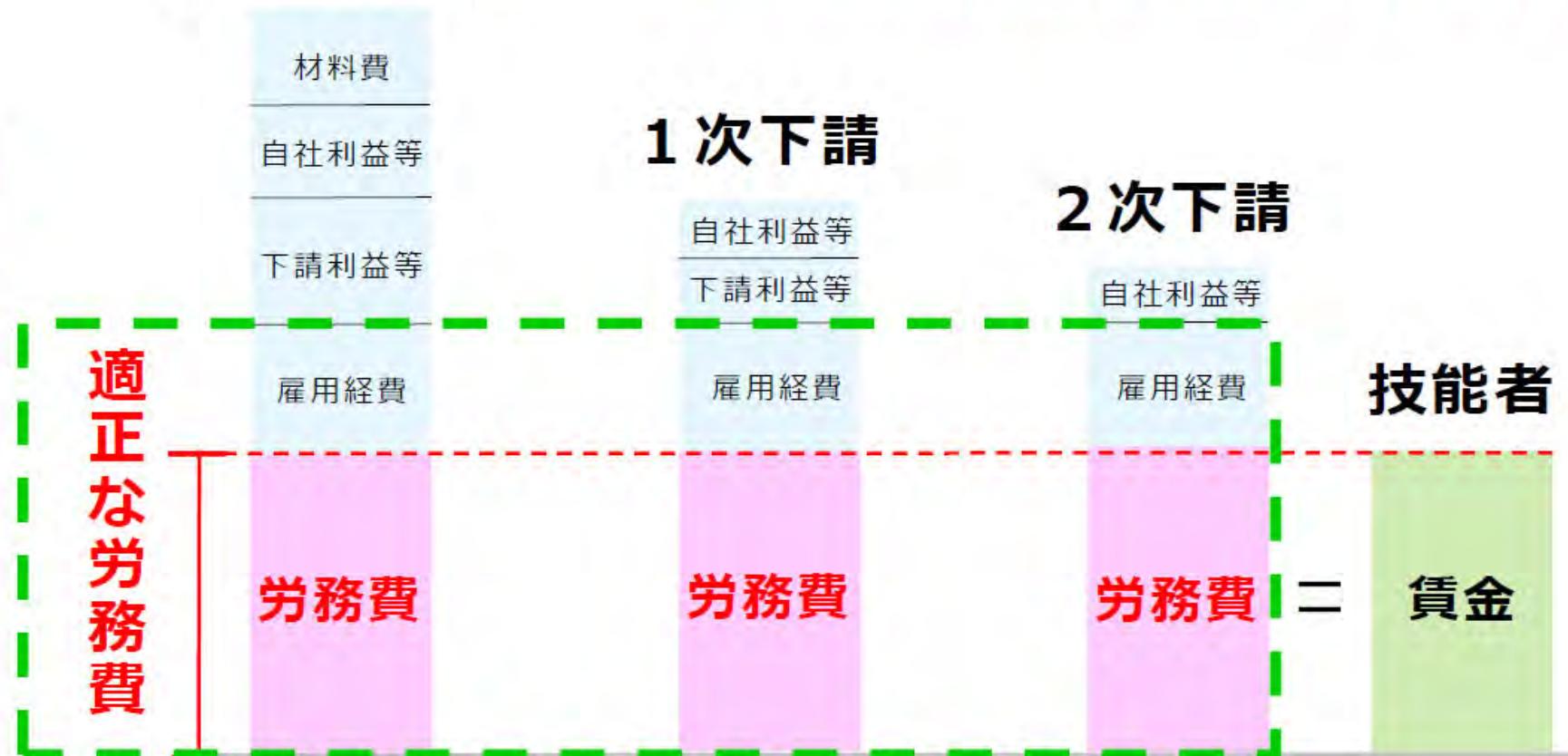
※2 適正な労務費を含む通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ

## 労務費に関する基準 (令和7年12月2日 中央建設業審議会決定)

発注者・元請

全ての契約段階で適正な労務費を確保！

「労務費に関する基準」



# 労務費に関する基準を踏まえた「基準値」の公表



京都府の労務費の基準値

都道府県から探す

職種分野から探す

マップから探す

都道府県一覧から探す

職種分野から探す

フリーワードで探す

## 京都府の労務費の基準値

とび・土工 土木 土工事

### とび・土工工事(土木)における土工事の労務費の基準値:京都府

工事の種類	土工事				
標準的な規格・仕様	掘削				
条件	(土質)	土砂			
	(施工方法)	オープンカット			
	(押土の有無)	無し			
	(障害の有無)	無し			
	(施工数量)	10,000m <sup>3</sup> 以上50,000m <sup>3</sup> 未満			
労務費の基準値	77(円/m <sup>3</sup> )				
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m <sup>3</sup> )	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 × 設計労務単価 (円/m <sup>3</sup> )	
	運転手(特殊)	0.00303	25,400	76.96	
	合計			76.96	

適正な労務費 = 自社として責任をもって  
施工できる歩掛り

× 公共工事  
設計労務単価

【例】ある職種について、適正值（基準値）が15万円の場合

※各数値は考え方を示すための仮定のもの

$$150,000\text{円/t} = \underline{30,000\text{円/人日}} \times \underline{5\text{人日/t}}$$

適正值（基準値）

公共工事設計労務単価の値

標準的な歩掛の値

個々の工事での見積り・契約・・・受注者が適正值よりも低く見積もる場合

○ **60,000円/t** = 30,000円/人日 × **2人日/t**

- 機械導入等で**生産性を上げる（歩掛をよくする）**ことで**労務費を削減することは認められる。**
- ただし、実際にその歩掛で施工できる理由について、注文者や建設Gメンに対して説明できることが必要であり、無根拠に歩掛を割り引いて見積りをすることは「著しく低い労務費での見積り」として建設業法違反となるおそれがある。

✖ **60,000円/t** = **12,000円/人日** × 5人日/t

- 労務**単価部分を著しく引き下げる**ことで、労務費を削減することは「著しく低い労務費での見積り」として**建設業法違反**となる。

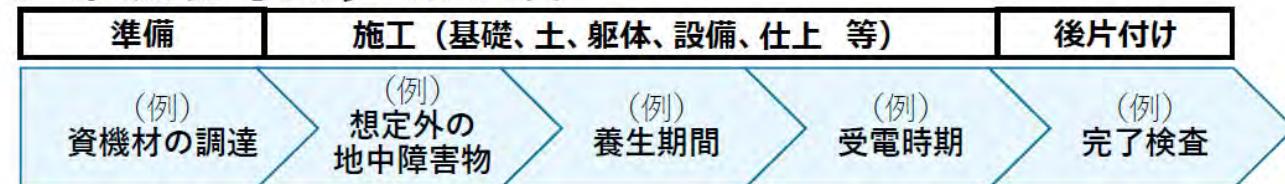
## 工期に関する基準（令和6年3月27日 中央建設業審議会決定）

**注文者・受注者双方が「工期に関する基準」を考慮し、適正な工期を設定！**

### I. 工期全般にわたって考慮すべき事項

自然要因（猛暑による不稼働）、時間外労働規制、労働・安全衛生、行政への申請 等

### II. 工程別に考慮すべき事項



### III. その他考慮すべき事項

- ・建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応
- ・分野別に考慮すべき事項（住宅・不動産分野/鉄道分野/電力分野 等） 等

注文者

- ◆取引上の地位を不当利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止



受注者

- ◆正当な理由（省令で規定）がなく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止 **<R6改正>**
- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止 **<R6改正>**

## 工期に関する基準

令和2年7月20日  
(令和6年3月27日最終改定)  
中央建設業審議会決定

### (2) 休日・法定外労働時間

建設業をより魅力的な産業とするため、また、時間外労働規制を遵守していくためにも、より一層、建設業の働き方改革を推進する必要がある。

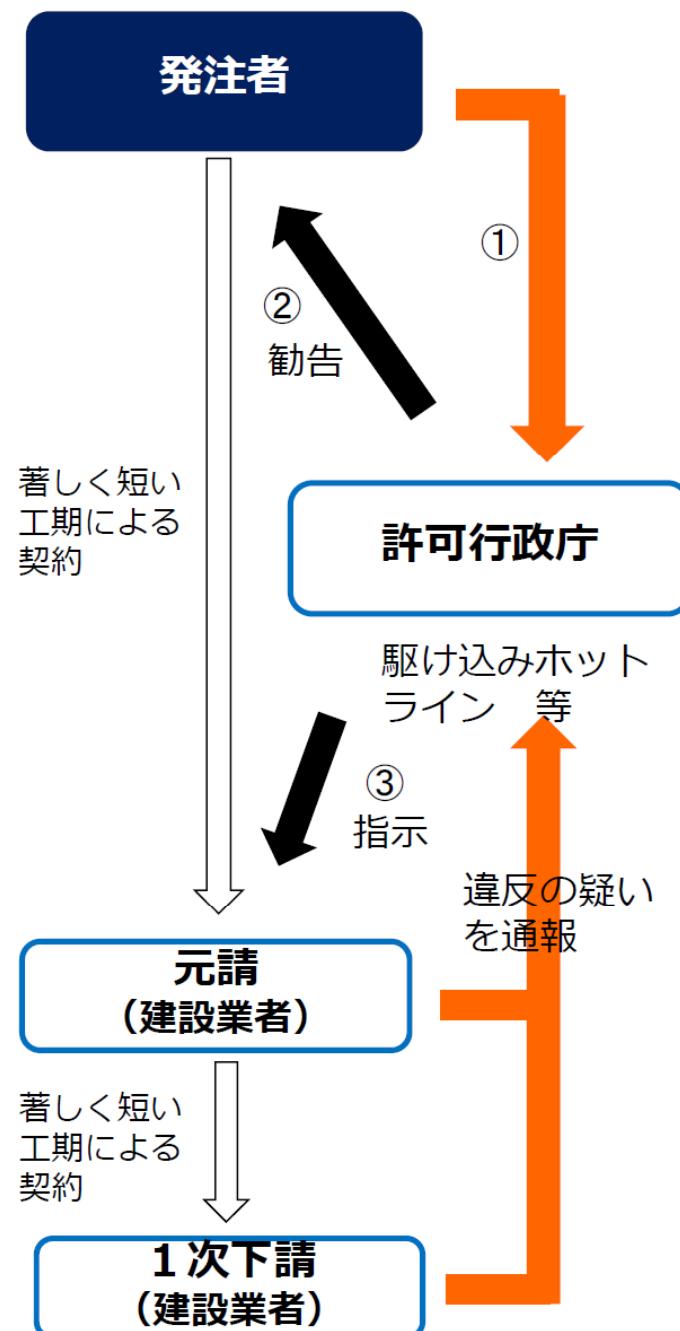
#### 法定外労働時間

労働基準法における法定労働時間は、1日につき8時間、1週間につき40時間であること、また時間外労働規制は、労働基準法上の上限であって、労使の合意があってもこれを超えて働かせることのできない上限であることを十分理解し、その遵守を徹底する必要がある。また、時間外労働規制の対

#### 週休2日の確保

建設工事の目的物は、道路、堤防、ダム、鉄道、住宅、オフィスビルなど多岐にわたり、工事の進め方は、オフィスや鉄道など、土日の作業が望ましいとされてきた工事があるように、工事内容によって千差万別である。

国全体として週休2日が推進される中、建設業では長らく週休1日（4週4休）の状態が続いていたが建設現場の将来を担う若者をはじめ、建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、建設業の扱い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保できるようにしていくことが必要である。そして、週休2日（4週8休）をすべての建設現場に定着させていくためには、建設業界が一丸となり、意識改革から始めなければならない。現在多くの建設業団体が行っている4週 11



## ① <公共工事の場合> <入契法>

建設工事の受注者（元請）が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならない。

### <入契法>

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に關し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

一 (略)

二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したこと。

## ② 國土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができる。

※必要があるときは発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能。

※勧告等の対象となる建設工事の請負代金の額の下限は、500万円（建築一式工事にあっては1,500万円）。

### <建設業法>

第十九条の六 (略)

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 國土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 國土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

## ③ 建設工事の注文者が建設業者である場合、國土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行う。 (通常と同様)

※建設業法第31条を根拠とする立入検査や報告徴収も可能

## 開設の目的

- 法令違反の通報窓口として、各地方整備局等に設置
- 通報により法令違反の疑いがある建設業者に対しては、必要に応じて立入検査等を実施
- 法令違反が認められた場合は、許可行政庁が指導監督を通じて適正化
- 通報者が特定されて不利益が生じないよう、立入検査等の方法を工夫

**駆け込みホットライン**

建設業法違反通報窓口



なくそう違反、あつたら通報!

**TEL. 0570-018-240**

**FAX. 0570-018-241**

**E-mail. hqt-k-kakekomi-hi@gxb.mlit.go.jp**

**※通報者に不利益が生じないよう情報を取り扱います**

**駆け込みホットラインでは建設業法違反に関する通報を受け付けております。  
具体的な違反事例については次頁及びガイドラインをご覧ください。**

**国土交通省  
建設業法令遵守推進本部**

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例  
<建設業法に係る違反行為の通報を受け付けます>

無許可業者と500万円以上の下請契約を締結している。

60日を超える「割引困難手形」で下請代金が支払われた。

見積書に記載した法定福利費を一方的に減額された。

営業所や工事現場に必要な技術者が設置されていない。

工期の短縮により生じた増加費用を一方的に負担させられた。

著しく短い工期や原価割れの契約を締結させられた。

一方的に請負代金や工期を決定されるが、協議に応じても受けない。

※ 建設業法違反となる取引上の行為や注意点はこれら  
(建設業法に違反する事案かどうかを通報前に下記ガイドラインや法令をご確認の上、通報願います)

建設業法令遵守ガイドライン

※ 元請・下請間の取引に関するトラブルの相談窓口はこれら

建設業取引適正化センター

東京: TEL 03-3239-5095

E-mail: tokyo@tekitori.or.jp

大阪: TEL 06-6767-3939

E-mail: osaka@tekitori.or.jp

駆け込みホットラインに電話をすると最寄りの地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施します。

※通報するにあたっては、下記の項目をできる限り明らかにしていただくことが望されます。

1. 通報される方の情報(匿名可)
 

氏 名	
会 社 名	
住 所	
電 話 番 号	
	E-mail
2. 違反の疑いがある行為者の情報
 

会 社 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
建設業許可番号	
電 話 番 号	
3. 違反の疑いがある行為(具体的な事実)
 

いつ	
どこで	
だれに対して	
何をしたか(上記違反事例、ガイドラインを参考に記載ください)	

13

R6.12月版

【名称】建設業取引適正化センター

【開設】平成21年7月29日

【体制】センター東京、センター大阪

職員各2名 (弁護士:月3回以上 / 有識者:月2回以上)

【業務】弁護士や土木・建築の学識経験者等により適切かつ迅速なアドバイスを実施

○紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイス

○建設業法の説明や関係法令を所管する行政機関(厚生労働省、中小企業庁など)の紹介

○あっせん、調停、仲裁等の希望者には、建設工事紛争審査会の紹介

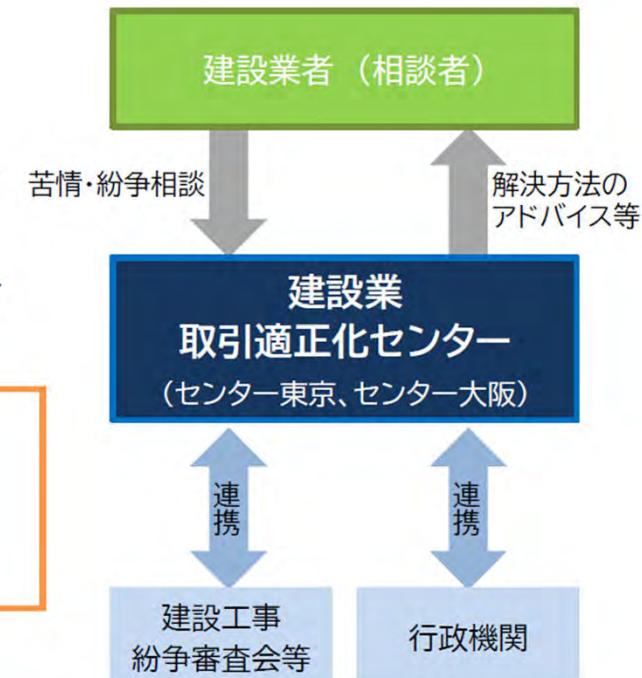
<相談事例>

- ・代金の支払いを巡って契約当事者間でもめている。
- ・下請代金の支払時に減額処理されて困っている。
- ・一方的に下請代金額を決められてしまった。
- ・建設業法に違反すると考えられる行為を受けている。など

<相談件数の推移>

年度	相談件数
H30年度	1,327件
R元年度	1,474件
R2年度	1,350件
R3年度	1,408件
R4年度	1,528件
R5年度	1,604件

令和4年度(内訳)		合計	構成比
1	工事瑕疵	90件	5.6%
2	工事遅延	13件	0.8%
3	工事代金の争い	39件	2.4%
4	契約解除	54件	3.4%
5	下請代金の争い	1,053件	65.7%
6	その他	355件	22.1%
合計		1,604件	100%



## ► 労務費等<sup>\*</sup>を内訳明示した「見積書」が重要

※ 材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

### 注文者

#### 努力義務

- ✓ 「見積書」を考慮

(第20条第4項)

- ✓ 通常必要な額を著しく下回る変更依頼 禁止

(第20条第6項)

禁止

#### 違反した場合

##### ▶発注者

国土交通大臣等から

勧告・公表 (第20条第7項)

### 受注者

#### 努力義務

- ✓ 「見積書」の作成

(第20条第1項)

- ✓ 通常必要な額を著しく下回る見積り 禁止

(第20条第2項)

禁止

##### ▶建設業者

国土交通大臣等から

指導・監督 (第28条、第41条第1項等)

## 注文者

取引上の地位を不当利用し、  
「通常必要と認められる原価」に  
**満たない金額**による

### 契約締結 禁止

(第19条の3第1項)

「通常必要と認められる期間」より  
著しく短い工期による

### 契約締結 禁止

(第19条の5第1項)

※いずれも改正前から規定あり

禁止

## 受注者

正当な理由なく、  
「通常必要と認められる原価」に  
**満たない金額**による

### 契約締結 禁止

(第19条の3第2項)

「通常必要と認められる期間」より  
著しく短い工期による

### 契約締結 禁止

(第19条の5第2項)

## 違反した場合

### ▶発注者<sup>※1</sup>

国土交通大臣等から

### 勧告・公表 (第19条の6)

### ▶建設業者（注文者）<sup>※2</sup>

公正取引委員会からの  
措置 (第42条第1項)

### ▶建設業者<sup>※3</sup>

国土交通大臣等から  
指導・監督 (第28条、第41条第1項等)

※1 「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結による勧告の対象になり得るのは公共発注者のみ

※2 「通常必要と認められる原価」に満たない金額による契約締結の場合のみ

※3 注文者として「通常必要と認められる原価」に満たない金額による請負契約を締結した場合は指導のみ

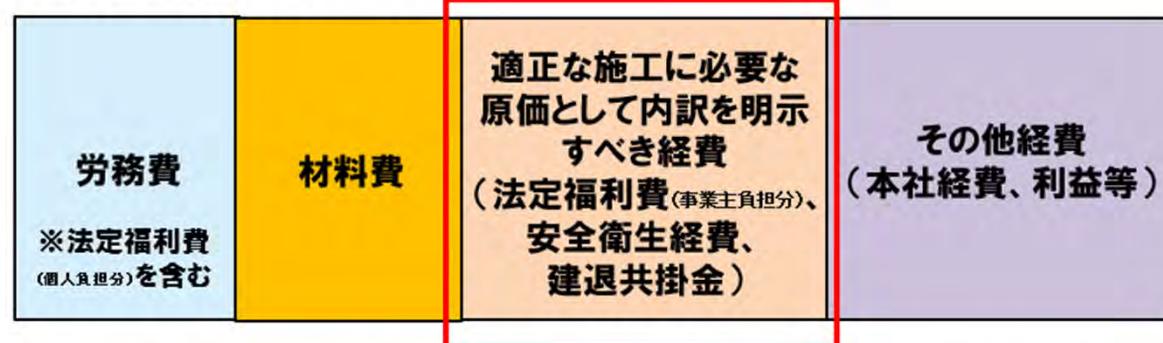
## 改正建設業法第20条に基づき見積書で内訳明示すべき必要経費の範囲について

○技能者の総合的な処遇を確保するためには、請負契約において、労務費（賃金の原資）だけでなく、一定の範囲の必要経費についても確保されることが必要。

○この際、建設業法における「通常必要と認められる原価」として適正な確保を求めてきた経費（**法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金**）について、材料費・労務費と同様に内訳明示の対象とし、適正額を著しく下回る見積り・見積り変更依頼を禁止。**労務費確保に伴うしわ寄せをまずもって防ぐ。**

○また、上記の費目以外にも、事業主は雇用に伴う必要経費を負担しており、賃金をはじめとする労働者の適切な処遇に必要な費用を原資とした価格競争が行われることのないよう、契約当事者間で、その負担について十分に協議することが必要である。

### ＜工事価格の構成イメージ＞



### 法定福利費 (事業主負担分)

○これまで、建設業者に対し、「標準見積書」の活用などにより、法定福利費が明示された見積書の提出と、その尊重を要請

○法定福利費は、関係法令に基づき義務的に負担する経費であり、必要経費として確保する必要

### 安全衛生経費

○これまで、建設業者に対し「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用などにより、その適切な確保を要請

○安全衛生経費は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策等を実施するための経費であり、必要経費として確保する必要

### 建退共掛金

（見積もる者が証紙又はポイントを購入する場合）

○これまで、受注者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合は、公共工事、民間工事の別を問わず、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として、適正な確保を要請

○建退共掛金は、中退共法に基づき建退共制度加入事業者（又は証紙一括購入を受託する元請）が負担する経費であり、必要経費として確保する必要

※ 建退共制度関係事務については、できる限り、元請が受託するようお願いしているところであり、その運用を変更することを意図するものではない

# 労務費等を内訳明示した「見積書」

見積書		見積番号
御中		令和 年 月 日
会社名	所属部門/担当	
住所:	TEL:	FAX:
【A】見積金額合計(税抜)		消費税額
【A']見積金額合計(税込)		税率 10%
工事名		
工事場所		
見積有効期限	令和 年	
支払条件		
工期 自	令和 年	
至	令和 年	
受渡場所		
その他		
見積書合計金額(税抜) (A) のうち、 建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費		
経費	金額(税抜)	
材料費	-	
労務費	備考) ※歩掛について特記事項がある場合などに記入 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない	
法定福利費(事業主負担分)	-	
建退共掛金	-	
安全衛生経費	-	
※見積金額合計には、記載外の費用(諸経費等)も含まれます。また、安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります。このため、見積書金額合計(A)と、材料費、労務費、法定福利費(事業主負担分)・建退共掛金・安全衛生経費の合計は一致しません。		
上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るよう見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるよう変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。 また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。		
また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。 下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。		
(参考)建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計		-
以上のとおり、お見積り申し上げます。		

中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告 <R6改正>

### 注文者

- ◆受注者から交付された「材料費等記載見積書」の内容を考慮するよう努力義務 <R6改正>

- ◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積り変更依頼を禁止 <R6改正>

- ◆取引上の地位を不当利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止

- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止

見積り提出

著しく低い  
材料費等は禁止

見積り変更依頼

契約締結

原価割れ・著しく短い  
工期が注文者・受注者  
ともに禁止に

### 受注者

- ◆「材料費等記載見積書」を作成するよう努力義務

工事種別ごとの労務費・材料費、「工事従事者による適正な施工確保に不可欠な経費(省令で規定)」を記載した見積書

- ◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積りを禁止 <R6改正>

- ◆正当な理由(省令で規定)がなく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止 <R6改正>

- ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止 <R6改正>

<「著しく低い労務費等」による見積り提出・見積り変更依頼を行った場合…>

- 建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分
- 発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

<「原価に満たない金額」による契約を締結した場合…>

- 受注者である建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分／注文者である建設業者に対しては公取委から措置
- 公共発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

<「著しく短い工期」による契約を締結した場合…>

- 違反した建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分

### 受注者による「原価に満たない金額」による契約締結禁止

○これまで注文者に対してのみ、通常必要と認められる原価に満たない金額による請負契約の締結が禁止されていたところ※、建設業者に対しても、省令で規定する正当な理由がある場合を除き通常必要と認められる原価に満たない金額による請負契約締結を禁止

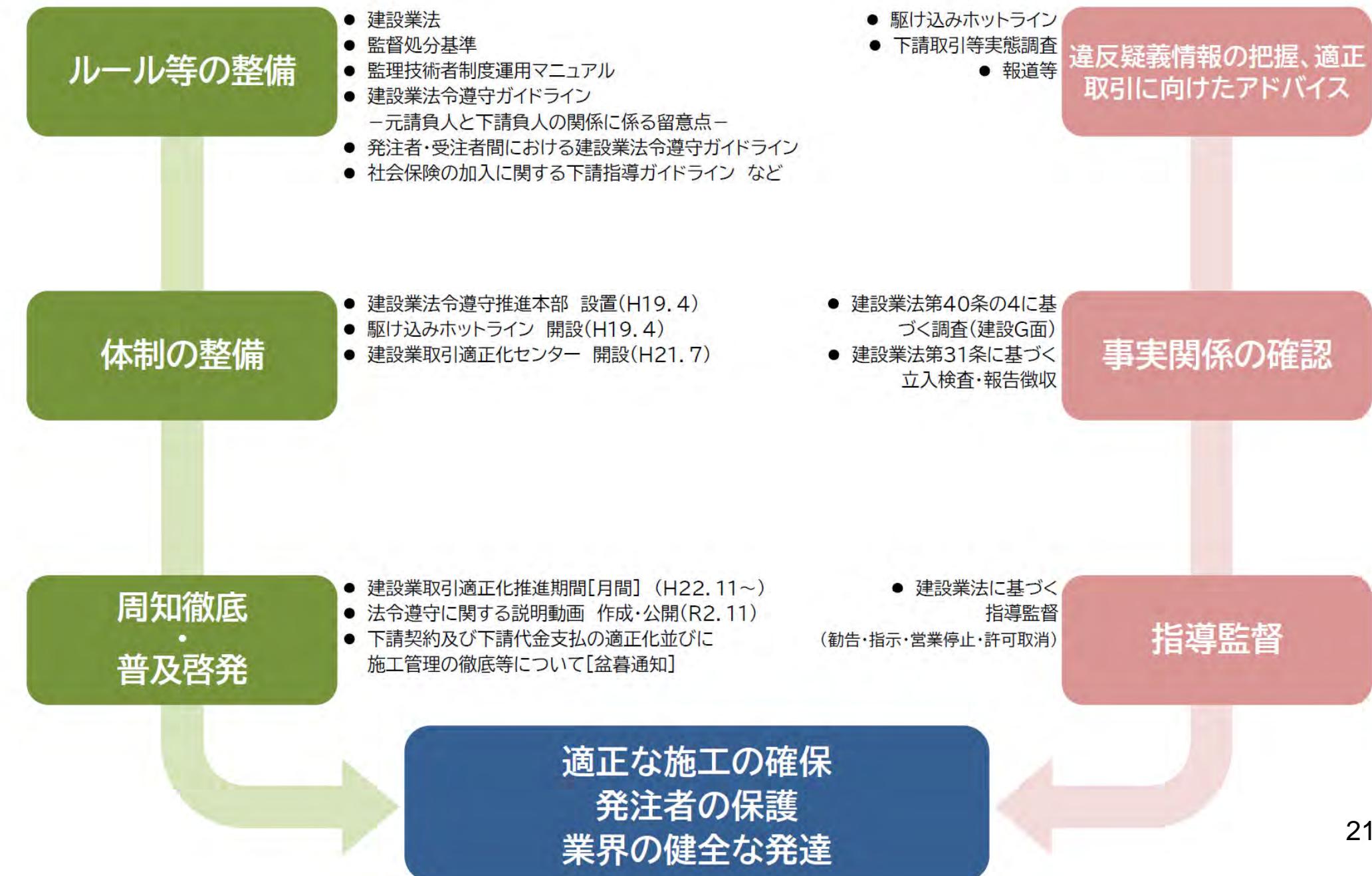
※ 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額による請負契約を締結することが禁止されている

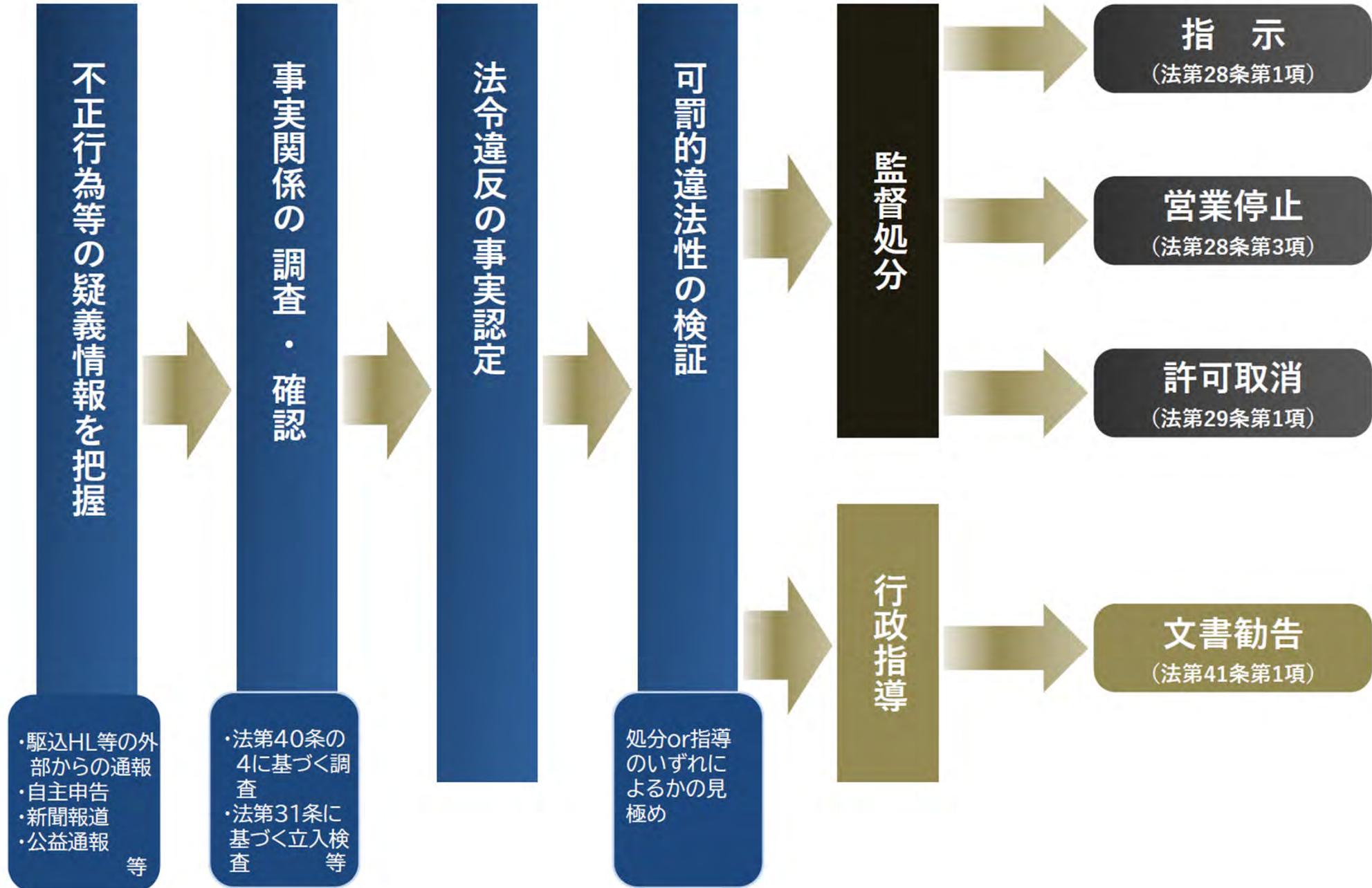
#### ＜省令で規定する正当な理由＞

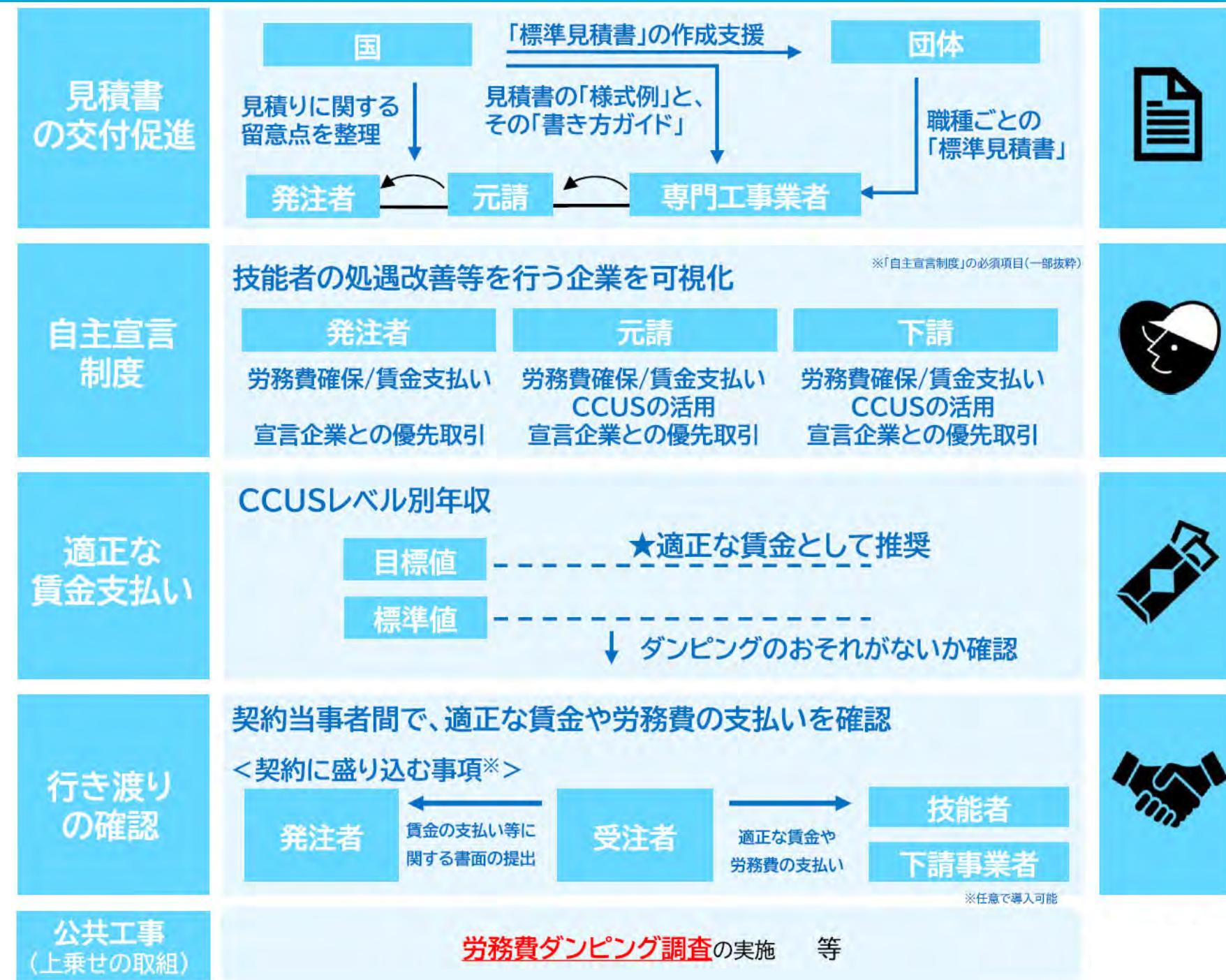
- ・自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができること。
- ・先端的な技術又は蓄積された知識、技術若しくは技能を活用することにより工事原価の低減が図られていること。
- ・建設業者がその請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することについて、緊急の必要その他やむを得ない事情があること。

### 受注者による「著しく短い工期」による契約締結禁止

○これまで注文者に対しては、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされていたところ、建設業者に対しても、著しく短い期間を工期とする請負契約締結を禁止









## 制度目的

建設業への技能者の減少が続く中、技能者を大切にし、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者がその旨を宣言することにより就業者に選ばれることなどにより、処遇改善の取組が持続的に行われることとなる枠組みを作ることを目的としている。

### ア)労務費確保・賃金支払い等のための取組

#### ＜元請事業者・下請事業者・発注者＞

- ・労務費、材料費等の内訳を明示した見積書を作成すること
- ・下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
- ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと
- ・担い手の育成に取り組むこと
- ・国が建設工事に従事する者の適正な処遇の確保等を図るため行う調査に協力すること。

#### ＜発注者＞

- ・元請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること

必須項目

自主宣言項目

### イ)CCUSの活用

#### ＜元請事業者＞

以下の①～③から、自社で取り組む内容を選択する(①又は②は必須。③は技能者を雇用している場合は必須。)。

- ① 全ての現場において、CCUSを利用する全ての技能者が就業履歴を蓄積するよう、必要な環境整備や履歴蓄積の促進に取り組むこと。
- ② CCUSを利用する技能者が就業履歴を蓄積できるよう、必要な環境整備に取り組むこと。
- ③ 雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと。

#### ＜下請事業者＞

- ・雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと。

### ウ)宣言企業との取引優先

#### ＜元請事業者・下請事業者・発注者＞

- ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。

任意項目

#### ＜元請事業者・下請事業者・発注者＞

- ・生産性向上・外国人活躍・他の認定・認証制度を受けている等、各事業者が取組を自由に記載することとする。

## 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況

○審査基準日以前に宣言し、ポータルサイトに宣言が掲載されている場合に加点

#### 【宣言の必須項目】

- ① 労務費の確保・行き渡り等のための取組
- ② CCUSの活用(就業履歴の蓄積)
- ③ 宣言企業との取引優先

宣言した場合

5点

自主宣言掲載開始日以降の改正予定

Q1. 1社で元請事業者・下請事業者・発注者の宣言すべて申請することは可能か。

A1. いずれか1つの立場で宣言することとなり、重複することはできません。

Q2. 申請してから、宣言ができるまで期間はどの程度かかるのか？

A2. 1か月程度を見込んでいます。

Q3. 宣言内容は申請時点で全て実行している必要があるか？

A3. 申請時点で実行まで至っている必要はありません。ただし、1年内に取組を開始している必要があり、宣言内に取組開始日として記載いただきます。

Q4. 自主宣言のメリットは何か。

A4. 建設技能者への取組を国土交通省HPで公表します。また、シンボルマークを使用することに取組をアピール可能です。

Q5. 宣言内容はどのように公表されるのか。

A5. 自主宣言のHP(国土交通省HP)に宣言文とともに掲載されます。

Q6. 宣言に有効期限はあるのか。

A6. 申請日の翌月を起算日として2年経過後の最初の12月末までとなります。

# 参考:建設技能者を大切にする企業の自主宣言



建設技能者を大切にする企業の自主宣言 【愛称】職人いきいき宣言

マイページにログイン

お問い合わせ

宣言企業: 352社 取組開始企業数: 206社

建設技能者を大切にする企業の  
自主宣言制度・メリット

宣言の申請

宣言企業検索

よくあるご質問

お知らせ

取組開始日	<input type="text"/> から <input type="text"/> まで <input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 予定
会社名 (団体名/漢字)	<input type="text"/>
会社名 (団体名/カナ)	<input type="text"/>

クリアする

検索する

## 検索結果

全 5 件中 [ 1 - 5 ]

« 最前 < 前 次 > 最終 »

詳細	立場	会社名(漢字)	都道府県	住所	宣言日	取組開始日	大臣知事コード	許可番号	法人番号
	元請	新和建設 (株)	京都府	舞鶴市南浜町 2-2、 2-1	2025年12月12日	2026年4月1日	26:京都府知事	000174	5130001043427
	元請	清原建設 (株)	京都府	京都市西京区大枝西長 町 1-72	2025年12月15日	2025年12月15日	26:京都府知事	015112	9130001008112
	元請	(株) 斎藤造園	京都府	京都市西京区大原野北 春日町 339-3	2025年12月15日	2025年12月15日	26:京都府知事	020110	9130001008203
	下請	(有) オカムラ	京都府	木津川市山城町綺田柏 谷 33	2025年12月25日	2026年2月1日	26:京都府知事	026117	4130002029946
	元請	日新建工 (株)	京都府	京都市北区紫竹北大門 町 72-1	2025年12月25日	2026年1月5日	26:京都府知事	041350	2130001007013

## 目的

### 技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、技能・経験に応じた適切な処遇につなげようとするもの

### 人材確保

技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることで、①若い世代がキャリアパスの見通しをもて、②技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指す

### 生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

## <建設キャリアアップシステムの概要>

### 技能者・事業者の事前登録

- 【技能者情報】
  - ・本人情報
  - ・保有資格
  - ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

### 就業履歴の蓄積

- 工事情報を登録し、  
カードリーダーを設置



- 技能者が現場入場の際に  
カードタッチで履歴を蓄積



### 能力評価の実施

- 経験や資格に応じたレベル判定

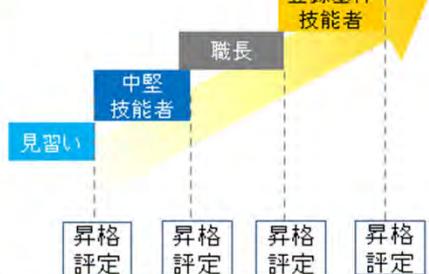
レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
建設キャリアアップカード 建設 太郎	建設キャリアアップカード 建設 太郎	建設キャリアアップカード 建設 太郎	建設キャリアアップカード 建設 太郎
経験年数 3年	経験年数 7年	経験年数 10年	経験年数 10年
1級鉄筋施工技能士	登録基幹技能者	登録基幹技能者	登録基幹技能者
玉掛け技能講習	班長経験 3年	班長経験 3年	班長経験 3年
班長経験 3年	職長	職長	指導者

### 経験・技能に応じた処遇

- レベルに応じた賃金支払い

レベル1 レベル2 レベル3 レベル4

指導者  
登録基幹技能者  
職長  
中堅技能者  
見習い



### 現場管理での活用

- 社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

- 前回(R5.6) 記者発表資料より

将来の処遇面でのキャリアパスを示すとともに、技能・経験に応じた賃金支払いについて目指すべき具体的なイメージを業界全体で共有することを通じて、官民一体となって、賃上げや適正価格の受発注の促進を目指すもの。

法的拘束力はなく、支払いを義務づけるものではない。



- 労務費に関する基準より

建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるCCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。

CCUSレベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること。



建設業法上の指導等にも結びつく基準

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた待遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- ◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。

## ブロック別 ( 全 分 野 )(年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1(単位：万円) ( 標準値～目標値 )	レベル2(単位：万円) ( 標準値～目標値 )	レベル3(単位：万円) ( 標準値～目標値 )	レベル4(単位：万円) ( 標準値～目標値 )
全 国	385～523以上	420～587以上	444～645以上	550～719以上
北 海 道	356～483以上	388～543以上	411～597以上	508～665以上
東 北	412～559以上	449～628以上	475～690以上	588～769以上
関 東	412～559以上	449～628以上	476～691以上	588～769以上
北 陸	391～532以上	427～597以上	452～657以上	559～732以上
中 部	408～555以上	446～623以上	472～685以上	584～763以上
近 畿	378～513以上	413～577以上	437～634以上	540～706以上
中 国	329～447以上	359～502以上	380～552以上	470～615以上
四 国	351～477以上	383～535以上	405～589以上	501～656以上
九州・沖縄	365～496以上	399～557以上	422～613以上	522～683以上
参考①特殊作業員	404～544以上	443～612以上	449～662以上	569～744以上
参考②普通作業員	342～462以上	375～519以上	381～562以上	483～631以上

&lt;試算条件&gt;・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査(令和6年10月調査)の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成

・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定(レベル1相当:5年未満、レベル2相当:5年以上10年未満、レベル3相当:10年以上又は一級技能士、レベル4相当:登録基幹技能者)

・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。

## 経緯

- 「労務費に関する基準」において、その実効性確保策として、契約当事者によるコミットメント制度の活用を通じた労務費・賃金の適正な支払の担保の取組が位置づけられた

### ◆労務費に関する基準(抄)

#### 第3章 本基準の実効性を確保するための施策

##### (3) 支払段階において適正な水準の労務費・賃金を確保するための取組

###### ②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保

・労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項(総称して「コミットメント制度」とする)を標準請負契約約款に導入するとともに、サプライチェーン全体の個々の取引における活用を推奨することにより、契約当事者間において適正な水準の労務費・賃金支払の状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。

## (1)コミットメントの趣旨

- ・個々の取引において適正な労務費が支払われ、末端の事業者まで行き渡ることが重要
- ・行政による監督指導を補完する仕組みとして、契約当事者間において、労務費や賃金の支払いについて約束し、確認することを可能とするのが「コミットメント条項」である

## (2)コミットメントする(約束する)内容について

- ①適正な賃金を雇用する技能者に支払う
- ②適正な労務費を下請事業者に支払う
- ③下請事業者との間で、コミットメント条項を含む下請契約を締結する ※(A)導入の場合
- ④①～③について、注文者の求めに応じて、関係書類(※)を提出する(情報開示する)

※①については誓約書、②及び③については契約書の写しで可

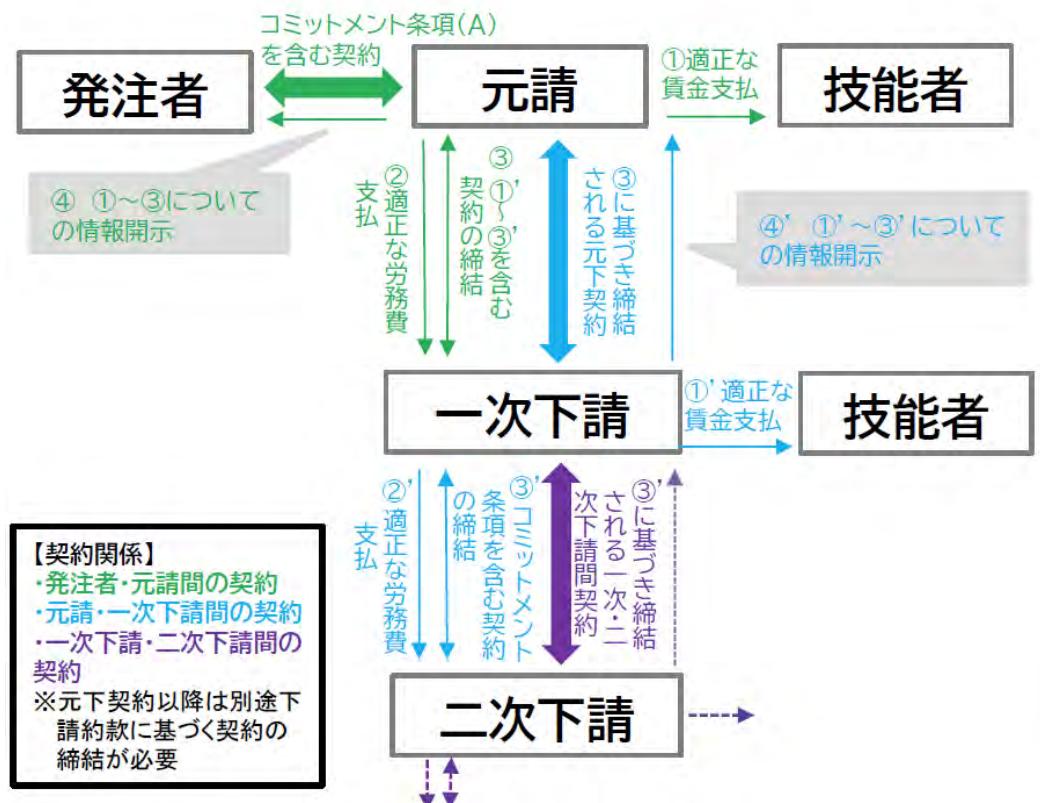
## (A)一次下請以降の段階までコミットメント条項の導入を約する

### ●元請が発注者に対して約束

- ①元請による技能者への適正な賃金支払
- ②元請から一次下請に対する適正な労務費支払
- ③元下間での以下①'～④'を含む契約の締結

①' 一次下請による技能者への適正な賃金支払  
 ②' 一次下請から二次下請に対する適正な労務費支払  
 ③' 一次・二次下請間でのコミットメント条項を含む契約締結  
 ④' ①'～③'についての情報開示  
 ※元請は①'～④'の行動を約する者を一次下請とすることについて発注者に対して約束

### ④ ①～③についての情報開示

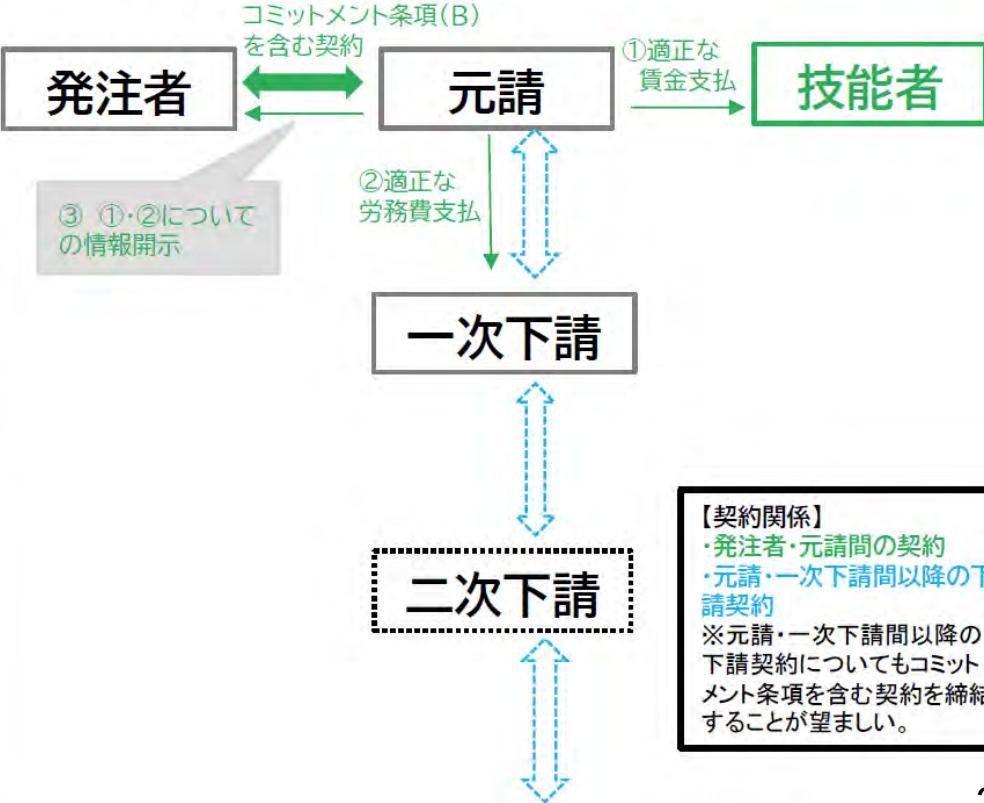


## (B)契約当事者間に限定しコミットメント条項を導入

### ●元請が発注者に対して約束

- ①元請による技能者への適正な賃金支払
- ②元請から一次下請に対する適正な労務費支払

### ③ ①及び②についての情報開示



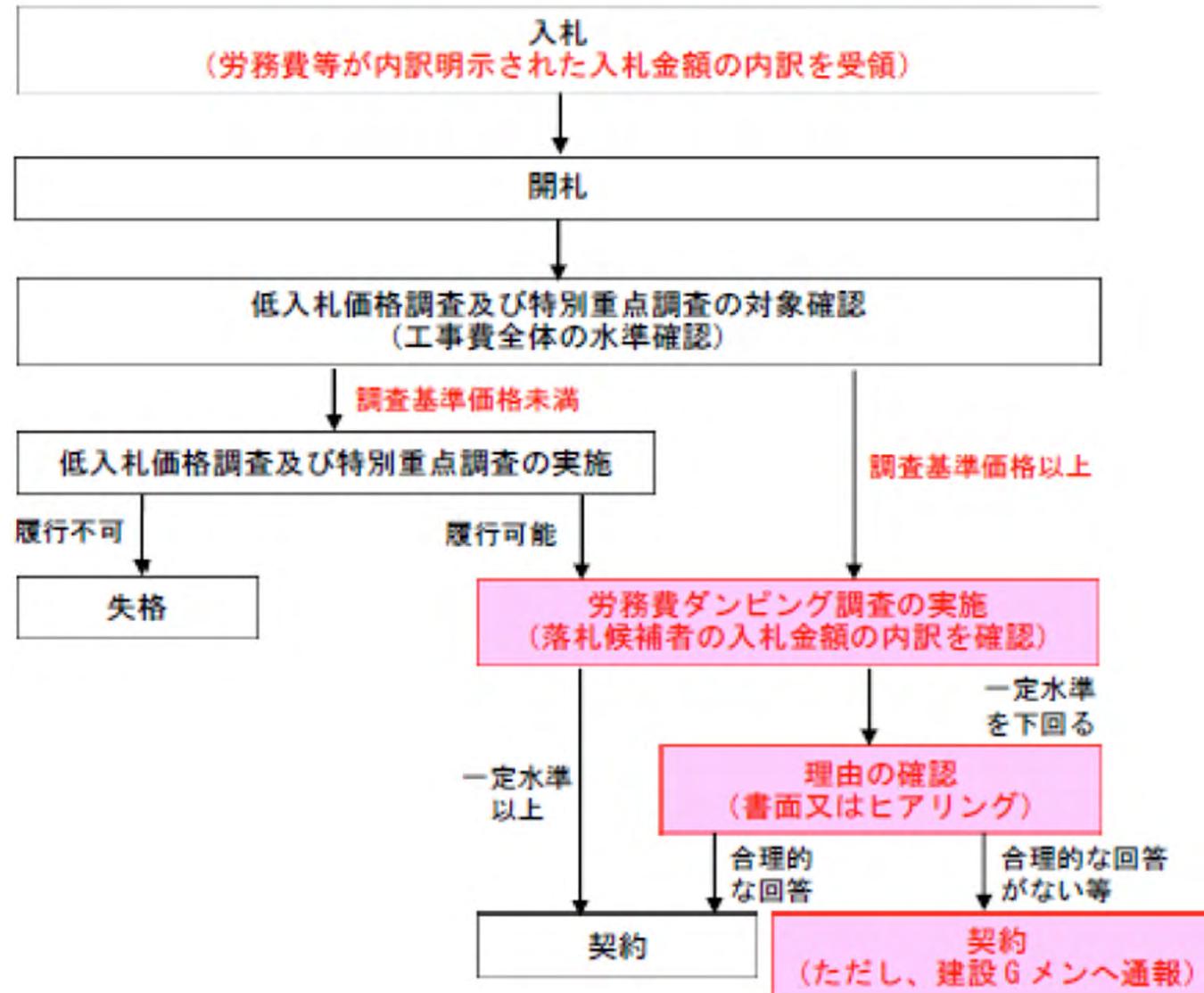
- 現行、公共工事の入札時に応札者は入札金額の内訳の提出が義務付けられている。
- 入札金額の内訳の取扱いや実施方法について、今回の法改正の完全施行により、内訳には、材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費(※)を記載する内容に変更される。(入契法第12条)  
※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費を明示
- 内訳書の様式(例)については、令和7年11月18日に通知を地方公共団体等宛に送付

工事原価					式	1		0
	一般管理費等				式	1		
工事価格					式	1		0
消費税相当額					式	1		0
工事費計					式	1		0
(直接工事費のうち、労務費 (直接工事費のうち、材料費 (現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額 (現場管理費のうち、建設業退職金共済制度の掛金 (工事原価のうち、安全衛生経費						円)		
						円)		
						円)		
						円)		
						円)		

工事費内訳書の末尾に、  
**労務費等を記載いただく行を追加**

しています。  
 こちらにも忘れずに記載ください。

## 労務費ダンピング調査の一例 (低入札価格調査制度の場合) ※最低制限価格制度も同様フローあり



- ◆ 国が示す「労務費の基準」を著しく下回る見積りや、当該基準を著しく下回ることとなる労務費への変更依頼・契約締結の禁止など、昨年6月に公布された改正建設業法により措置された労務費の確保とその支払いのための新たなルールが、本年12月までに施行することになっている。
- ◆ 適正な労務費の確保と技能者への賃金支払の実効性を確保するため、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、指値発注などの既存ルールとともに新たに措置されたルールについて、強く遵守を求めていく必要がある。
- ◆ 昨年度に引き続き書面調査を大幅に拡大し、そこで把握した情報や「駆け込みホットライン」に寄せられた通報を活用し、違反の疑いのある取引を優先して建設Gメンが実地調査を行い、不適当な取引行為に対する改善指導等を通じて、取引の適正化を図っていく。

## 建設Gメンの実地調査 (主な調査事項)

### ¥ 適正な請負代金・労務費の確保

#### 【主な調査内容】

- ✓ 注文者が指値や一方的な請負代金の減額等をしていないか、受注者が請負代金のダンピングをしていないか
- ✓ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適当な見積変更依頼をしていないか、受注者が労務費等のダンピングをしていないか
- ✓ 労務費等の見積額や見積変更依頼後の額が不適当な金額になっていないか 等

### 手 適切な価格転嫁

#### 【主な調査内容】

- ✓ 資材価格の高騰等に係る「おそれ情報」について、受注者は契約締結前に受注者に通知しているか
- ✓ 資材価格の高騰等による請負代金や工期の変更について、受注者から注文者に対する変更協議の申出状況、当該申出を踏まえた注文者の変更協議の対応状況
- ✓ 注文者が「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づいて、労務費の価格転嫁に向けて採るべき行動をとっているか 等

### CALENDAR 適正な工期の設定

#### 【主な調査内容】

- ✓ 受注者は「工期に関する基準」に基づき、時間外労働の上限規制を遵守した適正な工期の見積りを行っているか
- ✓ 注文者は受注者の工期の見積内容を尊重し、受注者による規制違反を助長していないか
- ✓ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況 等

### BOOK 適正な下請代金の支払

#### 【主な調査内容】

- ✓ 注文者が手形の割引料等のコストを一方的に受注者の負担をしていないか
- ✓ 手形期間が60日を超える「割引困難な手形」となっていないか（発注者の手形期間等も調査）
- ✓ 注文者が下請代金のうち労務費相当部分を現金で支払っているか 等

## 法令遵守に向けたその他の取組



### 法令違反疑義の収集

- ✓ 「駆け込みホットライン」に通報があった場合の対応として、通報者が被通報者により特定されて不利益な取り扱いを受けることがないよう、通報者の保護に特に努める



### 立入検査の実施

- ✓ 建設Gメンの調査等により違反を把握した建設業者に対して強制力のある立入検査を実施



### 建設業取引適正化推進期間

- ✓ 10~12月を「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、法令遵守に向けた普及啓発を重点的に実施
- ✓ 建設Gメンも、同期間を「集中月間」と位置付け、とりわけ重点的な取組を実施



### 関係機関との連携

- ✓ 都道府県労働局等との連携による「都道府県建設業関係労働時間削減推進協議会」の開催等を通じ民間発注者等に適正な工期設定を働きかけ
- ✓ 賃金支払状況の確認や請負代金(総価)に係る不当な行為に対しての措置請求など、実効性を高めるため関係機関と連携

最終改訂：令和6年11月

## 適正な 下請契約 に向けて



国土交通省 近畿地方整備局  
建設部 建設産業第一課

### ）請負契約締結の方法（法第19条第1項、第2項）

請負契約は、①工事毎の個別請負契約書による場合のほか、②当事者間で基本契約書を取り交わした上で具体的な取引については注文書及び請書の交換による場合、注文書及び請書のそれぞれにあらかじめ同意した内容の基本契約約款を添付又は別途記載する場合も認められます。

#### 公共工事・民間工事とも

契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

- 個別契約書
- 注文書・請書 + 基本契約書
- 注文書・請書 + 基本契約約款



## (1) 建設工事の請負契約書の交付義務（法第19条第1項、第2項）

建設工事の請負契約の当事者は、法第18条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして、相互に交付しなければなりません。

- ①工事内容
- ②請負代金の額
- ③工事着手・工事完成の時期
- ④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤請負代金の全部又は一部の前払金又は出来高部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑥当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑨契約に関する紛争の解決方法

### ☞ ポイント

契約の変更が発生した場合も同様に、その変更内容を書面に記載し、その都度、署名又は記名押印をして相互に交付する必要があります。



# 適正な下請契約に向けて

## (8) 著しく短い工期の禁止（法第19条の5）

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することはできません。

「建設工事を施工するために通常必要と認められる期間」とは、建設工事において適正な工期を確保するための基準として作成された「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会答申。以下「工期基準」という。）等を踏まえ公平公正で最適に設定された期間をいい、元請負人と下請負人は下請契約の締結に際し、「工期基準」等を踏まえ、対等な立場に基づき、公平公正で最適な工期を設定する必要があります。

「工期基準」において、工期全般にわたって考慮すべき事項として、以下の内容が規定されています。

- ① 自然要因：降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- ② 休日・法定外労働時間：改正労働基準法に基づく法定外労働時間、建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- ③ イベント：年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期 等
- ④ 制約条件：鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- ⑤ 契約方式：設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- ⑥ 関係者との調整：工事の前に実施する計画の説明会 等
- ⑦ 行政への申請：新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- ⑧ 労働・安全衛生：労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- ⑨ 工期変更：当初契約時の工期での施工が困難な場合における工期の延長等を含めた適切な契約条件の変更 等
- ⑩ その他：施工時期や施工時間、施工方法等の制限がある場合の工期の設定 等

発注者の皆様におかれでは、

**以下のルールを遵守**して取引していただくようお願いいたします。



工事の規模等に応じて**十分な見積り期間**を設けるとともに、受注者から提出された**見積書を考慮・尊重**してください



提出された見積書に対し、**労務費等\***が著しく低くなるような見積り変更**依頼はしない**でください

これに違反して契約締結した場合は、**勧告・公表の対象**となる可能性があります



従前に引き続き、

取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる**原価に満たない金額**による契約締結はしないでください



技能者を雇用する建設業者は、労務費だけでなく**雇用に伴う経費**も確保する必要があることに留意してください

建設業者の皆様におかれでは、受注に当たって、  
以下のルールを遵守して取引していただくようお願いいたします。

 **労務費等が著しく低くなるような見積りはしないでください**

違反した場合は、国土交通大臣等からの指導・監督の対象となる可能性があります

 **適正な労務費を算出した上で労務費等※を内訳明示した見積書を作成・提出し、これを10年間保存してください**

注文者から請求があった場合は、契約成立までに見積書を交付しなければなりません

 **正当な理由なく、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結はしないでください**

違反した場合は、国土交通大臣等からの指導・監督の対象となる可能性があります

保存期間は当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから**10年間**

**1. 営業に関する図書とは次に掲げるものをいいます。(施行規則第26条第5項)**

- (1) 完成図（建設工事の目的物の完成時の状況を表した図をいう。）
- (2) 発注者との打ち合わせ記録  
(工事内容に関するものであって、請負契約の当事者が相互に交付したものに限る。)
- (3) 施工体系図（法令上、作成義務のある工事に限る。）
- (4) 見積書が作成されたときは、当該見積書又はその写し
- (5) (4)の見積書の内容に関する打合せ記録（請負契約の当事者が相互に交付したものに限る）

※「営業に関する図書」の保存義務は、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（元請業者）が対象です。

建設業者の皆様におかれでは、**注文に当たって、  
以下のルールを遵守**して取引していただくようお願いいたします。



工事の規模等に応じて**十分な見積り期間**を設けるとともに、受注者から提出された**見積書を考慮・尊重**してください



提出された見積書に対し、**労務費等\***が著しく低くなるような見積り変更依頼はしないでください

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります



従前に引き続き、  
取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる**原価に満たない金額**による契約締結はしないでください

違反した場合は、国土交通大臣等の**指導**又は**公正取引委員会への措置請求**対象となる可能性があります



技能者を雇用する建設業者は、労務費だけでなく**雇用に伴う経費**も確保する必要があることに留意してください

技能者の処遇を犠牲にしたいわゆるダンピングによる受注競争を撲滅し、技術に基づく健全な競争環境を、建設工事の取引に関わる全ての当事者のパートナーシップのもとで実現するため、  
以下についてご理解・ご協力を願いいたします。



技能者と適切に雇用契約を結ぶとともに、CCUS能力評価の受検、  
CCUSレベル別年収水準での賃金支払いを推進してください



「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」による自主宣言を行うとともに、宣言企業相互の取引先としての優先選定を推進してください



書面での請負契約締結を徹底するとともに、契約にコミットメント条項を積極的に導入し、契約当事者間での適正な労務費の支払い、技能者へ適正な賃金の支払いの確認を推進してください



適正な労務費(賃金の原資)確保に併せて、適正な工期を確保してください

通常必要と認められる期間に比べ著しく短い工期による契約締結は、注文者・受注者とも禁止されています 41

物流は、国民生活・経済活動を支える社会インフラです。

何も対策を講じなければ輸送力不足が生じる可能性を踏まえ、物流の持続的成長を図るため、荷主・物流事業者に対する規制的措置が定められました。

一定規模以上の特定事業者に対し、**中長期計画の策定や定期報告等が義務付けられます。**

## 特定荷主及び特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量

**9** 万トン以上

## 特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数

**150** 台以上

## 特定倉庫業者

貨物の保管量

**70** 万トン以上

### 届出・指定

- 第一種荷主又は第二種荷主として前年度の取扱貨物重量が基準重量（9万トン）を超える場合は、荷主事業所管大臣に届出を行い、特定荷主の指定を受ける（5月末〆・一回のみ）

### 物流統括管理者の選任

- 特定荷主の指定を受けた後、**すみやかに**物流統括管理者を選任し、届出
- 事業者ごとに選任するが、特定の人物が複数の特定荷主の物流統括管理者を兼任することは可能

### 中長期計画の策定

- 運送委託／貨物受渡しの全体像と改善の優先順位・方法を検討
- 取引先との協議や施設整備などの長期的な対応を含めて計画（2026年は10月末〆・毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更が無い限りは5年ごと7月末〆）

### 定期報告の提出

- 判断基準の取組状況や荷待ち時間等を把握とともに、参考情報欄で取引先との協議状況や施設の制約、業種特性等を可視化し、関係者の連携を図る（2027年7月末〆・以降毎年度7月末〆）

「物流効率化法」  
理解促進ポータルサイト

